

ぎふセンターだより

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F

TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011

URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



2023年 冬

No. 83

ご挨拶

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県料理生活衛生同業組合理事長)

平井 良樹



日頃は、行政当局を始めとする関係機関の皆様、各生活衛生同業組合並びに各企業の皆様には、当指導センターの事業推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に移行されたことにより、社会経済が通常にもどりつつあり、特に、インバウンド需要が回復傾向にあります。観光庁の発表によると、今年7月から9月までの3か月間に日本を訪れた外国人が国内で消費した金額は、1兆3904億円（速報値）で、3か月間の消費額が、これまで最も多かったコロナ禍前の2019年4月から6月までの1兆2673億円を上回り、過去最高となり、1人あたりの消費額は平均で21万1000円となったとのことです。

また、日本政府観光局（JNTO）の発表によると今年9月、日本を訪れた外国人旅行者は、推計で2019年同月比96.1%の218万4300人となり、回復率では前月を大幅に上回り、コロナ禍前の実績に迫る勢いとなっているとのことです。こうした、傾向は、生衛業者に少なからずの光が照らされ、今後、更なる社会経済活動が活性化することに期待するものです。

一方、生衛業に携わる者として、「アフターコロナ」の時代を迎えるにあたり、ライフスタイルの変化に対応していくのは、当然のこととして、将来的に、日本を含む多くの国が直面する2030年問題にも対応していく必要があると思います。すなわち、少子高齢化が進み生産年齢の減少による労働力が一層減少し、それに伴い、様々な社会的及び経済的な課題が浮上するという問題です。2030年には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となり、各分野での労働力不足が懸念されています。

生衛業は、国民生活に直結した業で、中には、特殊の技術・ノウハウを必要とする業種もあります。今後、人手不足・人材不足で、やむを得ず、多くの生衛業店が廃業する様な状況にでもなれば、国民生活に多大な支障をもたらす事態にもなりかねません。2030年問題は、生衛業への将来的就業の促進・充実を図る後継者育成問題とも絡んでおり、避けて通ることはできない課題であり、真摯に取り組んで行く必要があると思います。

最後に、当指導センターとしましては、引き続き、感染予防対策の取り組みを図るとともに、情報の積極的な提供や、経営相談を始めとする生衛業者への幅広い相談窓口の開設など、今後とも公益法人としての社会的信用の確保に努めるとともに、行政当局を始め各団体・関係機関、各生衛組合の皆様の御協力をいただきながら生衛業界の発展に尽力していく所存でありますので、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

岐阜県知事 古田 肇



平素より本県の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの経済情勢を見ますと、コロナ禍で見送られていた各種イベントの開催から人流の活発化がみられるなどにより、個人消費は持ち直しているとみられます。しかしながら、先行きについては、原材料価格や物価の高騰、為替変動、インバウンド需要等の複合的な影響について注視が必要な状況となっており、課題は複雑かつ多岐に亘っていることと存じます。

組合の皆様方には、このようなときこそ、地域に根ざした細やかなサービスをもって消費者の皆様からのより一層の信頼を得ていただくとともに、経営基盤のさらなる安定・強化を図っていただきたく存じます。

また、岐阜県生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や講習会など各種事業を積極的にご活用いただき、今後も生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本県では来年度「『清流の国ぎふ』文化祭2024」を開催します。各種の文化活動を全国規模で発表・共演・交流する祭典であり、10月14日から11月24日の期間中は全市町村で様々なイベントが開催され、誰もが文化芸術に親しむことができます。11月には県庁舎においてPRイベントを実施するなど、これからもさらなる機運醸成を図り、「オール岐阜」で準備を進めてまいります。

また、同様に来年度開催する「清流の国ぎふ総文2024」は、全国の高校生による芸術文化活動の発表の場であり、高校生の創造活動の向上や全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図ることを目的としています。

こうした大会の開催に伴い、食品関係営業施設や宿泊施設におかれましては、多くの利用者が見込まれることから、引き続き適切な衛生管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、効果的な換気や手洗い、高リスクの方々を感染させないための配慮など、慎重な対応をお願いいたします。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と組合員の皆様方のご多幸とご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

令和5年度 生活衛生功労者の表彰 栄えある受賞おめでとうございます(敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。

受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(3名)

クリーニング業 大垣市 箕浦 賢治 飲食 高山市 信田百合子
社交飲食業 岐阜市 森田 淳子

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(2名)

中華飲食業 大垣市 中島 克昌 飲食 大垣市 野口 和由

岐阜県生活衛生営業指導センターから

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、地域における生衛業の融資指導などに活躍していただいています。本年度はこの方々を対象として、研修会を9月13日(水)に岐阜市内(岐阜会場)で、10月17日(火)に高山市内(高山会場)の2か所で開催しました。研修内容は、次のとおりです。

【経営の近代化・合理化について】

・今すぐはじめるデジタル化(デジタルツールで課題解決)

岐阜県よろず支援拠点コーディネーター垣内しのぶ氏から、デジタル化・デジタルツールに関し主に次の2点について、講義を受けました。



岐阜会場の様子

第1点目の「デジタルツールで業務効率化」では、デジタルツールとは何か、デジタルツールを使うメリット、ツール選びのポイント、導入しやすいデジタルツールについて説明がありました。第2点目の「デジタルツールで売上UP」では、デジタル活用のスキル向上に貢献するためのプロジェクト「Grow with Google」についての説明がありました。さらに、「自社のビジネスをオンラインでアピールしよう」と解説されました。日本の中小企業では、まだまだ、オンラインを活用できていない状態にあるが、デジタル意識の高い企業ほど売り上げは増加しているとのことで、具体的な事例として、動画を交えた解りやすい説明がありました。最後に、講師から、「デジタルツールを導入することで、業務効率化、人手不足解消、コスト削減、売上拡大」などの問題を解決することができるので、是非、デジタルツールの活用にチャレンジされ、「売上UP」に繋がってほしいとの提言がありました。

出席者からは、「本日の研修で得た知識を活かして、デジタルを活用した自店舗の経営改善に取り組みたい」などの感想が寄せられました。

【売上UPにつながる写真の撮り方について】

フォト・パートナーズ株式会社代表取締役石田紀彦氏から、「どうやって写真の力でお客様の感情を動か

し、購買まで誘導するのか?」という点と撮影技法について講義を受けました。主な内容は、写真が売上に繋がるまでには、①写真を撮る知識と技術②マーケティングに関する知識③自社のコンセプトと写真の合致④販促ツールの有効活用(HPやSNS等)の4つのステップがある。大前提として、写真撮影の目的と写真から伝えたいことは何かということを整理しておく必要がある。また、売上に関する写真の役割は、**ア**ブランディング用写真**イ**商品写真**ウ**説明写真の大きく3つに分けられる。さらに、「消費者購買モデル(AIDA)」と前述の「写真の3つの役割」の関係を理解した上で、すべての購買行動は、購買意欲の「感情」からスタートしている点に注目する必要がある。結果、消費者の購買行動となり、売上UPに繋がっていくものであるとの説明がありました。

次に、写真撮影技術は「知識(レシピ)」であり、法則性がある。写真で感情を動かすための2大要素は、「光の方向」と「光の質」であることを理解する必要がある。商品写真の撮影に必要なのは、「立体感」である。「立体感」とは「影」であり、影は「光の方向」で決まる。また、柔らかい光となる拡散光を意識した「光の質」をイメージすることである。さらに、顧客の視点から、「ストーリー」を導き出せる写真が重要であるとの説明を受けました。講義は、動画を交えた具体的な事例の紹介があり、大変解りやすくよく理解ができたこと好評でした。



高山会場の様子

【生活衛生融資の活用について】

・公庫融資の活用と衛経融資の推薦事務

日本政策金融公庫岐阜支店長瀬瀬和人氏及び同店融資第三課長谷藤徹氏から、生活衛生融資の説明を受けました。瀬瀬支店長からは、公庫の役割、取り組み、生衛融資の活用方法等についての説明がありました。谷藤融資第三課長からは、衛経融資の借入申込にあたって、経営特別相談員が留意すべき点や審査の際のチェックポイント及び融資推薦書等の作成方法について詳細な説明がありました。経営特別相談員にとって、融資の審査ポイント、推薦調書の作成方法を学ぶことができ、有意義な研修となりました。

後継者育成支援事業を開催 ～体験学習の実施～

この事業は、生衛業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、若年者へ生衛業の魅力を伝え、理解を深め、もって次代を担う後継者育成に繋げていくことを目的に実施しています。今年度は、「興行映画」「クリーニング業」「理容業」について、下記のとおり実施しました。

(興行映画)

6月1日に生活衛生同業組合岐阜県映画協会の協力を得て、映画館シネックスマーゴ(関市倉知)で、関市立緑ヶ丘中学校生徒1年生222名を対象に、同校の「キャリア教育」の一環として行いました。



講師の話熱心に聴講する生徒

内容は、最初に、「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」という映画を鑑賞しました。映画鑑賞後、映画協会講師から、「映画館スタッフの仕事」「映画業界の職種」「映画入場料の分配の仕組み」「めずらしい映画館の紹介」などの講話がありました。最後に、チケット売り場・売店などのバックヤードの見学をしました。

参加した生徒からは、「映画作成には、いろんな人がかかわっていることがわかった」「映画関係の仕事に就く方法を知りたい」「映画業務のイメージが変わった」などの感想がありました。



チケット売り場のバックヤードの見学

(クリーニング業)

9月30日に岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合の協力を得て、岐阜市立陽南中学校で、同校の「

総合的な学習の時間」に参画する形で、31名(1年生から3年生)の参加生徒を対象に体験学習を行いました。

最初に、組合講師から、動画によるクリーニング現場の紹介の後、クリーニング師の資格、クリーニング業の魅力、業界の仕事についての講話がありました。引き続き、実験によるドライクリーニング液と水の違いについての説明がありました。

その後、講師、指導員の指導を受けながら、生徒が実際にハンカチのアイロンがけを体験しました。



アイロンがけの実習

最後に、指導員がプロの技術によるワイシャツのアイロンがけの実演を披露しました。

生徒は、アイロンがけのこつを体験しながら学習し、真剣な眼差しで実習に取り組んでいました。

参加した生徒からは、「体験ができ、クリーニング師の仕事について詳しく知ることができ楽しかった」などの感想がありました。



講師のデモンストレーション

(理容業)

理容業については、10月23日に関市立富野中学校において、岐阜県理容生活衛生同業組合の協力を得て、同校の「キャリア教育」の一環として、2年生12名の参加生徒を対象に体験学習を行いました。

詳細は、「組合だより」の理容組合の記事をご覧ください。

これらの体験学習を通じて、今後、多くの若者が生衛業に興味を持ち、この業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活性化し発展するよう期待するものです。

税務相談のご案内

当指導センターでは、生活衛生営業の皆様を対象に「**税に関する相談**」を開催しますので、お気軽にご利用ください。相談は無料で秘密は守られます。税務申告のほか消費税・インボイス制度、中小企業投資促進税制等に関する相談も行います。完全予約制です。希望される方は、当指導センターにご予約ください。

○開催時間:午後1時～午後4時 ○相談員:各地区の担当税理士

地区	相談日(令和6年)	会 場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月14日(水)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会 岐阜北支部	058-263-2273	岡本 実穂
岐阜南	2月22日(木)	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館2階 名古屋税理士会 岐阜南支部	058-274-0658	染川 省吾
大 垣	2月20日(火)	大垣市西長町1 大垣税理士会館内 名古屋税理士会 大垣支部	0584-74-6668	高木 正敏
関	2月16日(金)	関市一本木町71-1 名古屋税理士会 関支部	0575-24-6093	西田 憲幸
多治見	2月22日(木)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会 多治見支部	0572-25-4444	竹山 時敏
中津川	2月16日(金)	中津川市かやの木町3-6 八百健ビル3階 今井正義税理士事務所	0573-65-5054	今井 泰斗
高 山	2月19日(月)	高山市江名子町521番地8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

組 合 だ よ り



理容組合

●理容体験学習授業の開催

岐阜県理容生活衛生同業組合では、本号の「岐阜県生活衛生営業指導センターから」で案内のありました理容体験学習授業を、担当講師に、当組合役員1名、当組合講師会4名が参加して、10月23日に関市立富野中学校で行いました。

授業内容は、「理容業界の理解や魅力」「理容・美容の違い」「専門学校(養成)国家資格免許」などについて詳細に説明を行いました。説明内容を熱心にメモを取る生徒の姿が印象的でした。

次に、デモンストレーションとして、講師によるヘアマネキンを使つての国家資格実技試験のヘアカット、ヘアコンテストスタイル、併せて、担任の先生をモデルにブロー仕上げや理容師資格の特徴でもある「顔剃り」を行うなどのプロのテクニックを披露しました。

生徒たちは、手際よく進めるプロの仕事を間近で見、様変わりしていくヘアスタイルなどを食い入るように見つめていました。



講師のデモンストレーション

引き続き、生徒自らが、実際にヘアカット・セットなどの理容技術の体験をしました。最初に、鋏、櫛などの理容専用道具の取り扱い説明を行いました。

生徒は、専用道具の持ち方や使い方を学び、カット鋏の切れ方の違いに驚きの声を上げていました。

最後に、生徒からは「理容業に大変興味をもった」などの感想がありました。当組合としては、この体験を通じて、将来、多くの若者が理容業の職に就き、理容業界が発展することを期待します。



ヘアカットの練習



旅館ホテル組合

●各地でのブロック会議の開催

岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合では、コロナで中断していたブロック会議を9月から11月にかけて県内6会場で開催しました。

第1回は、9月11日に恵那峡グランドホテルで開催しました。当日は2部構成で、1部は宿泊業における生産性向上の取り組みについてのセミナーの開催、2部では、組合員の施設の現状や要望事項などを聞

く座談会を開催しました。コロナが5類になりお客様が増えてきているが、物価高騰による必要経費の増加や、修繕など維持管理費の増加で苦しい状況など様々なご意見が出ました。

今後、残りのブロック会議の状況を取りまとめ、関係機関への要望などを実施していく予定です。



ブロック会議の様子



飲食組合

●令和5年度収益力向上セミナーの開催

岐阜県飲食生活衛生同業組合では、「令和5年度収益力向上セミナー」を令和5年10月24日に、岐阜市内の和風料理後藤屋で組合役員及び飲食店主ら31名の参加を得て開催しました。

講師に経営コンサルタントの伊藤順昭氏を迎え、「インボイス制度のポイント」及び「飲食店業者が活用できる助成金・補助金」について説明をしていただきました。「インボイス制度」については、インボイス発行事業者の登録は事業者の任意であること。また、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日に属する課税期間中に登録を受ける場合の取り扱いなどについて説明がありました。



セミナーの様子

「飲食店業者が活用できる助成金・補助金」については、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」、「小規模事業者持続化補助金」、「IT導入補助金」などの現在活用できる助成金・補助金の詳細な説明がありました。参加者からは、店舗経営に大変勉強になったとの感想が寄せられました。

当組合としては、今後とも、飲食店業者に役立つこの様なセミナーの開催に努めてまいります。



喫茶飲食組合

●ぎふ信長まつりへの出店参加

岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合では、11月4日、5日の両日、金公園で開催された「岐阜市産業・農業祭～ぎふ信長まつり～」の「岐阜市喫茶文化PRブース」に出店参加しました。この出店は、岐阜市内の喫茶店を対象として、岐阜市が実施する期間限定(11/1～12/27)事業(喫茶店でキャッシュレス決済をした利用者にポイントを還元)のキャンペーンの一環として参加したもので、両日とも、多くの方に来店していただきました。

当地域は、飲物を注文すると、トースト、ゆで卵、ミニサラダなどが無料で提供される「モーニングサービス(通称モーニング)」をはじめとした独特の喫茶文化があります。

当組合としては、「岐阜の喫茶文化」を広く発信し、県内外の多くの方が岐阜の喫茶店に来店していただくよう努めてまいります。



出店ブースの様子



料理組合

●全料連東海ブロック会議の開催

岐阜県料理生活衛生同業組合では、「全料連東海ブロック会議」を主管県として、9月13日岐阜市内のホテルパークで開催しました。当日は、愛知、三重、静岡、岐阜から総勢40名の参加者がありました。

会議では、食品ロスに係る話など活発な意見がありました。

講演会では、V字経営研究所社長 酒井英之氏を講師として「最近の若者は何故すぐに辞めるのか? Z世代の付き合い方・使い方」についてお話しをしていただきました。参加者からは、経営者として従業員との接し方の参考になるとの感想が出ていました。



ブロック会議の様子



社交飲食業組合

●「岐阜のいいところ Map」のラジオ放送

岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合では、9月29日に岐阜放送ラジオで、県社交飲食業生活衛生同業組合、県旅館ホテル生活衛生同業組合、県料理生活衛生同業組合の3組合で作成した「岐阜のいいところ Map」の紹介をしました。

さらに、アフターコロナにおいて、お客様へは、各種店舗・施設に安心して来店していただくためのPRや新規開業店舗・施設に対する組合の案内、加入促進などについても紹介しました。

放送では、作成したマップには、県内の社交飲食店、旅館ホテル、料理店が5圏域に分かれて掲載されていること。また、制作経緯から3組合組織が連携して作成した「にゃん福」システムについて約4分弱PRしました。

聞いていただいた方からは高評価もいただくことができ、今後もこのような機会を設けることができれば率先してPRしていく方針です。



ラジオ放送中継の様子



あの日が目に浮かぶ 音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと
記憶に残るメロディや歌詞、心をふるわす音楽に出会った喜び。
音楽とその想いが未来へずっとつながるように。
私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す作家・作曲家などの
創作活動をこれからもしっかりと支えています。

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部
〒450-0003 名古屋市中村区新富 1-24-30 名古屋三井ビル本館 13F
TEL:052/583-7590 FAX:052/583-7594
<https://www.jasrac.or.jp/>

県生活衛生課からのお知らせ

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の概要

※衆議院による修正を踏まえた内容

改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

改正の趣旨

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
 - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。
- (※) 特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。
- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、(1) ②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。 等

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6ヶ月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。 等

施行期日

令和5年12月13日から施行する。

税務署からのお知らせ

確定申告は

マイナンバーカード×e-Tax

でさらに便利！

- ◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了

- ◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で**自動入力**

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。



作成コーナー

マイナポータル連携について詳しくはこちら



岐阜労働局からのお知らせ

岐阜県最低賃金が改正されました

40円
UP

時間額

950円

改正発効日 令和5年10月1日

岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

- 最低賃金に関する特設サイト
<https://pc.saiteichingin.info/>

- お問い合わせ
岐阜労働局賃金室(058-245-8104)
または所轄の労働基準監督署まで



事業主のみなさまへ 労働保険の手続きはお済みですか
仕事や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」
労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」
労働保険は、その二つの総称です。
正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

●お問い合わせ
岐阜労働局労働保険徴収室(058-245-8115)
または最寄りの労働基準監督署、ハローワークまでご相談ください。

「業務改善助成金」が拡充されました！

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度が拡充されました。詳しくは、QRコードからご確認ください。



日本政策金融公庫からのお知らせ

生活衛生関係営業の皆さまへ

日本政策金融公庫からのご案内

「国の教育ローン」をご存じですか？

制度創設以来、40年以上の歴史を持つ公的な融資制度です。

融資限度額



＼ お子さま1人につき / 一定の要件に該当する場合 /
 上限 **350** 万円 上限 **450** 万円

「国の教育ローン」 3つのポイント

1

固定金利

年 **2.25** %

令和5年10月2日現在

最長 **18** 年の
長期返済

2

ご家庭の状況
に応じた
優遇制度

3

(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

● お借入時の金利が完済まで
変わらない固定金利を採用
し、返済期間は最長 18 年ま
でと長期です。

● 「国の教育ローン」は、母子
家庭、お子さまが3人以上の
世帯などを対象に、金利の低
減などの優遇制度がありま
す。

● 「国の教育ローン」では、
公益財団法人教育資金融資
保証基金による保証をご利
用いただけます。

教育ローンコールセンター

Tel: 0570-008656 (ナビダイヤル) または 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00～19:00

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。



日本政策金融公庫

国民生活事業

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。

生活衛生同業組合活動推進月間について

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び各県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携により、生活衛生同業組合の周知広報や、組合への加入促進等活性化のための取組みを重点的に展開しています。本年も各生活衛生同業組合が県生活衛生営業指導センターと連携して組織活性化事業を積極的に展開しています。

生衛法と生活衛生営業について

○「生衛法」とは、生活衛生営業の振興・発展を支援するとともに消費者の利益を擁護して公衆衛生の向上を図るための法律です。

○各生活衛生同業組合や各県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき設立されています。

○生活衛生営業は、超高齢社会の到来の中で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

※「生衛法」：「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の略称

生活衛生同業組合について

○生活衛生営業では、生衛法に基づき、業種ごとに生活衛生同業組合が組織されています。

※岐阜県には、県知事から設立認可を受けた14の組合があり、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。

○生活衛生同業組合は、組合員の衛生水準の向上と経営の健全化を図ることで、お客様を守る営業者の自主的な活動団体です。

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています。

※生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全安心で豊かな国民生活の実現を目指しています。

組合員のため

- ・団体保険制度で経費節約
- ・特別金利の融資制度特典
- ・その他様々な経費節減特典
- ・最新情報入手
- ・無料相談の利用
- ・各種イベント参加、人脈形成

生衛業界のため

- ・業界代表機能
- ・交際費課税の損金算入制度
- ・消費税の軽減税率制度
- ・受動喫煙防止対策
- ・その他業界振興を図る活動の実施

行政のため

- ・行政施策に対応した生衛サービス提供で公衆衛生の維持・向上を推進
- ・営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- ・高齢者に対する支援サービス提供の推進
- ・大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の役割

(各業種ごとに、都道府県に一つ設置)

地域住民のため

- ・健康・美容増進サービスを提供
- ・高齢者対策など地域福祉の推進
- ・安全・安心な生衛サービスを提供
- ・賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- ・利用者・消費者利益の擁護

地域経済のため

- ・生衛業は地域活性化の一翼
- ・生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- ・商店街形成の主要業種として貢献
- ・インバウンドの受け入れ
- ・暮らしやすい街・快適な街づくり

地域社会のため

- ・高齢者に対する生活支援サービスの提供(地域包括ケアシステム)
- ・利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- ・地域文化、食文化の継承
- ・各種ボランティア活動

生活衛生同業組合への加入について

○生活衛生同業組合は、お店の繁栄を図るために、いろいろな面でお役に立ちます。

○岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談ください。

組 合 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容業生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐治会館	058-252-1457 058-252-1457	野原 伸之
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	大塚 聖司
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	箕浦 賢治
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	山岡 利安
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	黒田 優
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	小島 幸彦
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	高橋 重夫
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	平井 良樹
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8302	岐阜市本郷町2丁目17番地4 ダイナビル3階西	058-216-2091 058-216-2093	森田 淳子
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	松岡 謙
 岐阜県鮨商生活衛生同業組合	509-7206	恵那市長島町久須見 1085-9 金寿司内	0573-25-7212 0573-25-7212	市川 幸昌
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
S safety 安全であること S sanitation 清潔であること S standard 安心であること

3つのSを約束します。



私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえいNAVI 無料
をご活用ください

ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。
アプリのダウンロードとご利用は無料です。
(下のQRコードからインストール)

iPhone 版



Android 版



🏠 新着情報

融資・補助金情報、セミナー・講習情報、感染症等公衆衛生関連情報、生衛業の新着情報を知ることができます！

🔍 検索機能

生衛業関連の情報をカテゴリ、地域、業種、キーワードの条件で探すことができます！

🌟 先進事例

経営改善の先進的な事例をテーマ(収益性、集客力、お客様満足度等)、業種、地域で検索し、閲覧できます！

📊 経営診断

質問に回答していく形式で、自店の強み・弱みを診断し、経営を支援するためのマニュアルを参照できます。

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、又は経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用ください。

参考

最近5力年の借入申込額は ●設備資金30万円～5,000万円 ●運転資金30万円～2,000万円 となっています。(当センター扱い分)

組合加入者限定融資

振興事業貸付

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備：1億5,000万円以内～7億2,000万円以内
運転：5,700万円以内
- 返済期間 設備：20年以内（うち据置2年以内）
運転：7年以内（うち据置2年以内）
- 利率（年利） 設備：0.35%～
運転：0.80%～
- 担保等 担保等必要

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

- 借入対象 設備資金・運転資金
- 借入限度額 設備、運転あわせて2,000万円以内
- 返済期間 設備：10年以内（うち据置2年以内）
運転：7年以内（うち据置1年以内）
- 利率（年利） 設備資金、運転資金ともに1.20%
(返済期間にかかわらず利率は一定)
- 担保等 担保・保証人等 **不要**

相談先 各生活衛生同業組合又は
県生活衛生営業指導センターまで

組合未加入者向け融資

一般貸付

- 借入対象 設備資金のみ
500万円を超える場合[推せん書]が必要
- 借入限度額 設備：7,200万円以内～4億8,000万円以内
- 返済期間 設備：13年以内（うち据置1年以内）
- 利率（年利） 設備：1.10%～
運転：対象外（別制度の利用）
- 担保等 担保等必要

相談先 県生活衛生営業指導センターまで

融資資金のお問合せは次の窓口へどうぞ

- 岐阜県生活衛生営業指導センター（TEL：058-216-3670）
- 各生活衛生同業組合（P.11の名簿参照）
- 日本政策金融公庫 岐阜支店（TEL：058-263-2136） 多治見支店（TEL：0572-22-6341）



(注) ●利率は、令和5年11月1日現在のものです。 ●返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によって利率は変わります。
●借入限度額は、業種によって異なります。
●新型コロナウイルス関連の融資については、日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧ください。

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。